

川崎信用金庫 住宅ローン

商 品 名	無担保借り換え住宅ローン 最高1,000万円まで無担保でご融資する借り換え専用の住宅ローンです。 不動産価格の下落にも対応でき、『舞・Home 21 《自由自在》』と同様変動金利と固定金利を自由にお選びいただけます。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの会員資格・営業地区をご覧ください。） ※融資残高が700万円（貸越契約が有る場合は極度額を含みます。）を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ・お借入時の年齢が満20歳以上65歳以下で完済時75歳以下の方 ・(株) ジャックスの保証が受けられる方 ・現勤務先に2年（会社役員は3年）以上勤務または同一場所で同一業種を3年以上営業されている方 ・安定継続した収入があり下記年収のある方 給与所得者 前年税込年収 250万円以上 自営業者・会社役員 " 400万円以上 ・団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担） 加入できない方は、法定相続人1名を連帯保証人としていただきます。 ・公的および民間の住宅ローン利用者で、返済実績が5年以上（7年以上が必要な場合もあります。）あり直近1年間の返済に延滞のない方
お使いみち	公的および民間の住宅ローンの借り換え資金 （ただし、本借り換え住宅ローンで対象の住宅ローンが完済になるもの）
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者 100万円以上 1,000万円以内 ・自営業者・会社役員 100万円以上 500万円以内 ご融資金額は10万円単位、対象住宅ローンの残高を限度とします。
ご融資期間	6ヵ月以上15年以内（ただし、対象ローンの残存期間を上限とします。）
ご融資利率	変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年）のいずれかをお選びいただけます。 お取扱いは『舞・Home 21 《自由自在》』と同様です。
ご返済方法	毎月元利均等返済（ボーナス増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内といたします。毎月元金均等返済の取扱いはできません。） 返済日は、8日・18日・28日の中からお選びいただけます。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・(株) ジャックスの保証をご利用いただきますので担保は不要です。 ・保証人：不動産の共有がある場合、所得合算がある場合、団体生命保険不加入の場合等に必要です。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が万一死亡または所定の高度障害になった場合に保険金によりローンの残債が返済される当金庫所定の「団体信用生命保険」にご加入いただきます。お客さまの選択により、死亡・所定の高度障害に加え、3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入することもできます。 ・「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」はお借り入れ時点で満50歳以下の方に限らせていただきます。また、加入期間は75歳までとなります。 ・「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入される場合は、死亡・所定の高度障害のみが保険金の対象となる「団体信用生命保険」に加入される場合より融資利率が年0.3%上乗せとなります。 ・当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。

	<p>・詳しくは団体信用生命保険申込書兼告知書裏面の「団体信用生命保険のご説明」をご覧ください。</p>
保証料 手数料	<p>・保証料：毎月お支払いいただく金利の中から当金庫が（株）ジャックスに保証料を支払います。 保証料率は年1.00%です。</p> <p>・事務手数料 1,050円（消費税等込）</p> <p>・金利変更手数料 3,150円（消費税等込）</p> <p>固定金利適用期間終了時に変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年）をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利（2年・3年・5年・10年）に変更する時にお支払いいただきます。</p> <p>・繰上返済手数料 3,150円（消費税等込）</p> <p>・その他変更手数料 3,150円（消費税等込）</p> <p>返済方法等の条件変更、届出事項変更の時にお支払いいただきます。</p>
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店または地域連携部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、横浜弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記地域連携部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p>
その他	<p>ご用意いただく書類</p> <p>・運転免許証または健康保険証</p> <p>・所得証明書</p> <p>給与所得者：住民税課税決定通知書等の公的所得証明書</p> <p>自営業・会社役員：納税証明書その2（会社役員で確定申告をしていない場合は公的所得証明書）、確定申告書、法人の決算書</p> <p>・借り換え対象住宅ローンのご返済予定表およびご返済用通帳</p> <p>・対象不動産の不動産登記簿謄本（発行後1ヵ月以内）</p> <p>・印鑑証明書（ご本人、保証人）2通（発行後1ヵ月以内）</p>

☆お申し込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。

結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、現在の融資利率やご返済額の試算につきましては窓口にお問い合わせください。

建築基準法や法令等に違反した物件の場合、ローンのお申込みをご遠慮いただいております。